

## 「赤い羽根えひめプレミアムサポーター」募集要綱

### (趣旨)

第1条 愛媛県共同募金会（以下「本会」という。）を通じて、県内の様々な福祉活動を財政面から支援し社会貢献したいと考えている団体、企業、個人の方々を「赤い羽根えひめプレミアムサポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、その取り組み内容を広報することにより、県民の寄付意識の高揚と助け合い精神の醸成を図る。

### (サポーターの取り組み)

第2条 サポーターは、県内の団体、企業、個人（以下「団体等」という。）で構成し、次に掲げる取り組みを1つ以上実施するものとする。

- (1) 参加期間中、毎年又は毎月、継続して本会に寄付をする。
- (2) 寄付金額は任意とするが、団体及び企業は1口1万円以上の寄付をする。
- (3) 赤い羽根自販機の設置に協力する。
- (4) 特定の商品の売り上げの一部を寄付する。（募金百貨店プロジェクトに参加）
- (5) 団体及び企業の職員が職場内で集めた募金に、法人が上乘せして寄付するマッチングギフトを実施する。
- (6) 募金箱の設置やチャリティイベントの実施などの方法により協力する。
- (7) 団体及び企業が会報等を送付する際に、本会が作成したパンフレット、チラシ等を同封することに協力する。（チラシ同封サービスなど）
- (8) 団体及び企業の会議、研修会等において、本会が共同募金への寄付を説明・PRする機会を提供する。
- (9) 団体及び企業の会館、ホール、受付等に本会作成のパンフレット等を設置する。

### (サポーターの特典)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 本会のホームページ上にサポーターの名称を掲載するとともに、県民にその取り組みを広報する。
- (2) 3万円以上を寄付したサポーターには感謝状を贈呈し顕彰する。
- (3) 本会から共同募金に関する各種情報を提供する。
- (4) 毎年、一定の時期にサポーターに振込用紙を送付する。（支会（募金委員会）を通じて寄付をしている場合は除く。）

### (参加申込)

第4条 サポーターへの登録を希望する団体等は、別紙、「赤い羽根えひめプレミアムサポーター」参加申込書（以下「参加申込書」という。）を本会に提出するものとする。なお、参加申込書は、本会のFAX及びメールアドレスに送信して申請することができる。

### (登録)

第5条 本会は、前条の参加申込書の提出があった場合、その内容が適当であると認めるときは、サポーターとして登録するものとする。

### (サポーターの制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する団体等は、サポーターへの登録は認められない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
  - (2) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
  - (3) 社会通念上好ましくないとする事例が確認されている者
  - (4) その他サポーターとして適当でないと本会が認める者
- 2 登録されたサポーターが前項の各項目に該当することとなった場合、その登録を抹消する。

#### (退会)

第7条 サポーターは、申し出によりいつでも退会できるものとする。

#### (個人情報)

第8条 サポーターの個人情報については、本人の承諾を得ることなく、本事業以外の目的に使用しないものとする。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。